

四国健康支援食品普及促進協議会 会 員 規 程

(目 的)

第1条 本規程は、「四国健康支援食品制度運用要綱」(以下、「要綱」という)第2条第4に規定する「四国健康支援食品普及促進協議会」(以下、「協議会」という)の会員について、協議会規約(以下、「規約」という)に付帯して、必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 規約第5条に定めるとおりとする。

(会 費)

第3条 規約第8条に定められた額を、毎年度、定められた期日までに協議会の指定する口座に振り込むこととする。

(会員の特典)

第4条 以下のとおりとする。

(1) 正会員

- ① 四国健康支援食品制度への申請
- ② 協議会ニュースの配信
- ③ 本協議会名で共同出展する展示会等への参加
- ④ 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内
- ⑤ 各種情報提供 など

(2) 準会員

- ① 協議会ニュースの配信
- ② 本協議会名で共同出展する展示会等への参加(正会員からの申し込み数が出展募集数に未達となる場合に限る)
- ③ 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内
- ④ 各種情報提供(別途費用が発生するものの一部を除く) など

(入会・退会)

第5条 規約第10条、同第11条のとおりとする。

(会費の不返還)

第6条 納入された会費は返還しない。

附 則

本規程は、平成29年5月24日から施行する。